

西川町職員等の公益通報に関する要綱

令和7年11月20日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、公益通報をした職員等の保護を図るとともに、公正かつ透明な町政運営に資するため、職員等からの公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当し、又は該当していた者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2に規定する一般職に属する町の職員及び同条第3項に規定する特別職に属する町の職員

イ 町から事務若しくは事業の委託を受け、又は当該事務若しくは事業に従事する者

ウ 町の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員又は当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事する者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき町に派遣された者で当該派遣業務に従事するもの

(2) 公益通報 職員等が町の事務事業に関し、次のいずれかに掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を町に通報することをいう。

ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反又はこれに至るおそれのある事実

イ 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又は害するおそれのある事実（アに掲げるものを除く。）

ウ 町民全体の公益に反するおそれのある事実（ア及びイに掲げるものを除く。）

(3) 通報者 公益通報を行う職員等をいう。

(4) 公益通報対応業務従事者 公益通報を受け、通報対象事実の調査を行い、その是正に必要な措置をとる業務に従事する者をいう。

(公益通報の方法)

第3条 職員等は、職務上の行為に関し、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思慮される場合には、第5条第1項に規定する公益通報を受け付ける窓口（以下「職

員等通報窓口」という。) に対して公益通報を行うことができる。

- 2 公益通報は、職員等公益通報書（別記様式第1号）により行うものとし、提出先は職員等通報窓口とする。ただし、職員等通報窓口が特に認めた場合には、この限りでない。
- 3 職員等は、公益通報を行う場合は、実名によらなくてはならない。ただし、通報の対象となる事案について、事実を証明する確実な資料を示して通報を行うときは、この限りでない。

（通報者の責務）

第4条 通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。

- 2 通報者は、他人に損害を加える目的、不正の利益を得る目的その他の不正な目的で公益通報を行ってはならない。

（職員等通報窓口）

第5条 公益通報に係る受付及び相談を行うための窓口（以下「職員等通報窓口」という。）を総務課に置く。

- 2 職員等通報窓口に係る事務及び公益通報の処理に従事する職員は、総務課の人事を担当する職員（以下「通報担当者」という。）が行うものとし、その責任者を総務課長（以下「通報責任者」という。）とする。
- 3 通報責任者及び通報担当者は、自己又はその親族が関係する通報対象事実に係る公益通報の対応に関与してはならない。この場合及び町長が特に認める場合において、町長は、他の職員をもって通報責任者又は通報担当者に充てることができる。

（公益通報の受理等）

第6条 通報責任者は、公益通報を受け付けたときは、公益通報の内容を審査し、当該公益通報を受理するか否かを決定し、職員等公益通報受理（不受理）通知書（別記様式第2号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 2 通報責任者は、内部公益通報の内容について虚偽、事実誤認その他通報責任者が適当でないと判断したときは、これを受理しないものとする。
- 3 通報責任者は、第1項の規定による受理の可否を決定したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

（調査の実施）

第7条 通報責任者は、前条第1項の規定により公益通報を受理する旨の決定をしたときは、

次の手段により、遅滞なく当該公益通報に係る通報対象事実の確認のための調査を行うものとする。

- (1) 当該公益通報に係る事案に係る職員等から事情を聴くこと。
 - (2) 当該公益通報に係る書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。
- (調査結果に基づく措置)

第8条

- 1 通報責任者は、前条の規定による調査を行ったときは、当該調査の結果を町長に報告しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに通報対象事実の是正に係る措置を行うとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 町長は、職員等公益通報調査及び措置結果通知書（別記様式第3号）により、第1項の規定による報告及び前項の措置の結果を遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(運営状況の公表)

第9条 町長は、前年度の公益通報の件数及び主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第10条 町長は、通報者に関する情報は非公開とし、公益通報の処理及び調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。
- 2 町長は、通報者及び第7条の調査に協力した者（以下「協力者」という。）が公益通報をしたこと、相談をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者への事後措置)

第11条 職員等通報窓口は、公益通報を処理した後において、通報者及び協力者（以下「通報者等」という。）に対する公益通報に係る事由による不利益な取扱いの有無について、適宜調査又は確認を行うものとする。

(不利益取扱いに係る申出)

第12条 通報者等は、公益通報に係る事由を理由として不利益な取扱いを受けたときは、職員等通報窓口に対しその是正を図るための措置の申出（以下「申出」という。）を行うことができる。

(不利益取扱いの申出に係る事実の調査)

第13条 通報責任者は、前条の規定による申出を受けたときは、速やかにその事実の調査を行うものとする。

2 第7条の規定は、前項の調査について準用する。

(不利益回復措置等)

第14条 通報責任者は、前条第1項の調査の結果、通報者等に対する不利益な取扱いがあると認めたときは、速やかにその旨を町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要と認めるときは、速やかに申出を行った通報者等が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員等に対する措置その他の適当な措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

通報者 所属
氏名

通報者種別	☐ 一般職（会計年度任用職員を含む） ☐ 特別職 ☐ 受託事業者又はその従業員（社名 ☐ 指定管理者の役員又は従業員（団体名 ☐ 派遣労働者（社名		
希望する連絡方法	☐ 電話（自宅・職場・携帯電話・その他（ ☐ 電子メール ☐ ファックス ☐ 郵送（自宅・職場・その他（ ☐ その他（ （連絡先		
	①通報対象者の 所属 氏名		
	①通報対象事実が ☐ 生じている ☐ 生じようとしている ☐ その他（ ・いつ ・どこで ・何が ・どのように ・なぜ生じたのか ・対象となる法令違反等		
	③通報対象事実を知った経緯		
	④その他特記事項		
証拠書類の有無	☐ あり（書面・その他（ ☐ なし		
受理(不受理)通知書 及び調査結果報告書	☐ 希望する ☐ 希望しない		
受付番号		受付日	年 月 日

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

西川町長

職員等公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日付けで受け付けた職員等公益通報書について、次のとおり決定したので、西川町職員等の公益通報に関する要綱第 6 条の規定により通知します。

1 受 付 日

2 受付番号

3 通報内容

4 結 果

（1）公益通報として受理し、通報対象事実について調査を開始しました。

（2）次の理由により、不受理としました。

（不受理の理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

様

西川町長

職員等公益通報調査及び措置結果通知書

受付番号		受付日	年 月 日
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
調査結果	事実の有無	☐ 通報対象事実あり ☐ 通報対象事実なし	
	調査結果の内容		
通報対象事 実に対して とった措置			
特記事項			